柏崎市福祉保健部健康推進課　非常勤職員（後期高齢者保健指導員）募集要項

令和７（２０２５）年２月
柏崎市福祉保健部健康推進課

次のとおり柏崎市福祉保健部健康推進課に勤務する非常勤職員を募集します。

１　募集期間

令和７（２０２５）年２月２６日（水曜日）から令和７（２０２５）年３月７日（金曜日）
午後５時１５分まで（土曜日・日曜日・祝日を除きます。※応募状況により期間短縮・延長有）

２　採用職種、採用予定数、職務内容、応募資格

名称・身分	採用予定数	職務・服務内容	応募資格
非常勤職員（後期高齢者保健指導員）	１名	職務： (1) 後期高齢者に対する保健指導と相談支援業務 (2) その他課内の事務補助及び課長が必要と認める業務 職務内容： 正規職員に準ずる	普通自動車免許を有し、保健師又は看護師の資格を有する方 ※パソコンのワード・エクセルで表やグラフを使った文書作成ができる人

３　任用期間、勤務時間、賃金等

(1)勤務場所
柏崎市福祉保健部健康推進課地域保健係（柏崎市元気館：柏崎市栄町１８番２６号）

(2)任用期間
令和７（２０２５）年４月１日から令和８（２０２６）年３月３１日まで
（ただし、期間満了後、勤務成績が良好であり、かつ業務上必要がある場合は、再度任用されることがあります。）

(3)勤務日
月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除きます。）

(4)勤務時間
午前８時３０分から午後４時３０分まで（休憩時間：正午～午後１時の６０分）
※時差出勤を命じる場合があります。

(5)報酬
月額２１１，８００円
・報酬は、勤務した翌月の２１日（その日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の平日）に支給します。
・勤務時間外に勤務した場合は、時間外割増報酬を支給します。

(6)期末手当
年間１．４５月を６月と１２月にそれぞれ０．７２５月ずつ支給します。ただし、６月は任用から６か月経過していないため３０％の支給となります。支給日と支給額は次のとおりです。
・６月３０日　４６，０６６円、１２月１０日　１５３，５５５円

(7) 勤勉手当
年間１．００月を６月と１２月にそれぞれ０．５月ずつ支給します。ただし、６月は任用から６か月経過していないため３０％の支給となります。支給日と支給額は次のとおりです。
・６月３０日　３１，７７０円、１２月１０日　１０５，９００円

(８)通勤に係る費用弁償

通勤距離が片道２㎞以上で、自動車又は自転車で通勤する場合に、通勤に係る費用弁償を支給します。

・支給額は通勤距離により異なり、２㎞以上４㎞未満の場合は２，９００円、４㎞以上６㎞未満の場合は４，０００円など、距離に応じて増額します。

(9)休暇

年次有給休暇は、任用開始時に１１日付与されます。

(10)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

(11)禁止事項

非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。

・職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること
・職務上知り得た秘密を漏らすこと
・政治的団体に関与して一定の行為をすること
・許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
・許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に携わること　等

４　応募方法

履歴書（柏崎市指定のもの）に必要事項を記入し、資格証（写し）及びハローワークの紹介状とともに、持参または郵送で柏崎市福祉保健部健康推進課地域保健係（柏崎市元気館内）に提出してください（郵送の場合必着）。

※応募書類に不備があるものは、受け付けできません。
※応募書類は、お返しできません。

５　試験日時

面接日時は、別途、電話で連絡いたします。

６　試験会場

柏崎市元気館（栄町１８番２６号）

７　選考方法

・面接試験（１人１５分程度）
・選考結果は、面接日から５日以内に郵送でお知らせします。

８　注意事項

この公募は、令和７（２０２５）年度の予算成立を前提に実施しております。このため、予算成立の状況によっては、本募集を変更又は解除する場合があります。

正式な採用内定は、予算成立後となります。詳しくは、健康推進課にお問い合わせください。

９　申込受付及び試験会場

申込受付・試験会場
（元気館２階　健康推進課）

募集について不明な点は、以下にお問い合わせください。

柏崎市福祉保健部 健康推進課地域保健係
（担当：金子・小池）
〒945-0061　柏崎市栄町１８番２６号
電話：0257（20）4214
ＦＡＸ：0257（22）1077